景品関係

一、ヤマハ㈱に対する件

平成二年（排）第二号

排除命令

静岡県浜松市中沢町一〇番一号

ヤマハ株式会社

右代表者　代表取締役　川上　浩

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　ヤマハ株式会社は、一般消費者を対象に、平成元年七月二五日から同年八月三一日までの期間において、「ヤマハテニス　サマーキャンペーン」と称して行った懸賞による景品類の提供及び同社のスポーツ用品の販売先である小売業者の従業員を対象に、平成元年七月二一日から同年八月三一日までの期間において、「販売コンテスト」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品

類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、前項記載の景品類の提供の企画のうち、「販売コンテスト」と称して行ったものに基づく景品類を供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、一般消費者又は同社のスポーツ用品の販売先である小売業者の従業員を対象に、前記告示第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」という。）は、肩書地に本店を置き、楽器及びテニスラケット、バドミントンラケット、テニスシューズその他のスポーツ用品等の製造販売業を営む事業者である。

二(一)　ヤマハは、一般消費者を対象に、「ヤマハテニス　サマーキャンペーン」と称し、平成元年七月二五日から同年八月三一日までを期間として、同社のスポーツ用品の販売先である茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の地域（以下「関東甲信越地区」という。）の小売業者から同社の販売するスポーツ用品（テニスラケット（硬式又は軟式）又はバドミントンラケット一本以上を含む。）を二万円以上購入した者に対し、店頭において、ご愛用者カードと称する応募用紙に応募者の住所、氏名、電話

番号、購入した同社のテニスラケット又はバドミントンラケットの商品名等を記載させた上応募させ、抽せんにより、三泊四日のシンガポール旅行招待（一組二名・総額約二八万円相当）を景品類として提供することを企画し、この企画に基づく販売を行った。

なお、ヤマハは、当委員会の調査を受けたことにより、右シンガポール旅行招待を中止することとし、この旨を同年九月三〇日、右応募者に通知している。

(二) ヤマハは、同社のスポーツ用品の販売先である関東甲信越地区の小売業者の従業員を対象に、「販売コンテスト」と称し、平成元年七月二一日から同年八月三一日までを期間として、同社の販売するテニスラケット（硬式又は軟式）又はバドミントンラケットの販売目標を、東京都内の小売業者の従業員の場合は六〇本以上、東京都以外の小売業者の従業員の場合は三〇本以上と設定し、この販売目標を達成した従業員に達成賞を提供するとともに、抽せんにより、ラッキー賞としてヤマハCDコンポAST－C10（一一七、五〇〇円相当）を二名に、ヤマハゴルフクラブEOS－Z（五六、〇〇〇円相当）を二名に、ヤマハCDプレーヤーCDX－620（五五、〇〇〇円相当）を二名に、それぞれ景品類として提供することを企画し、この企画に基づく販売を行った。

なお、ヤマハは、当委員会の調査を受けたことにより、右景品類を供与していない。

三(一) ヤマハが一般消費者に対して懸賞により提供することができる景品類の最高額は、前記二(一)記載の懸賞に係る取引の価額のうち最低のものが二万円であるから、一万円であるところ、前記二(一)記載のシンガポール旅行招待の価額は、この制限を超えるものである。

(二) ヤマハが小売業者の従業員に対して懸賞により提供することができる景品類の最高額は、前記二(二)記載の懸賞

に係る取引の価額のうち最低のものが硬式テニスラケットＹＴＨＦＪＲ（小売業者の仕入価格約四、八〇〇円）三〇本分の約一四四、〇〇〇円と算定されるから、五万円であるところ、前記二(二)記載の景品類の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、ヤマハの前記二(一)及び(二)記載の企画に基づく行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成二年三月一二日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　宮代力

委員　伊従寛

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎